

島根県警察本部告示 島免第3097号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第103条の規定による行政処分について公開による聴聞を次のとおり行うので、同法第104条の2第2項の規定により告示する。

令和8年9月16日

島根県警察本部長 高石 将也



- 1 聴聞の期日 令和8年10月7日 午後1時00分
- 2 聴聞の場所 浜田市竹迫町2385番地3
島根県西部運転免許センター 聴聞室